

国際関係法学は国境を越える法律問題を取り扱う。国際関係法を通して、国家間の権限関係（国際法）、国家と国際組織の関係（国際組織法）、国際人権保障（国際人権法）、経済・貿易制度（国際経済法）、環境保護（国際環境法）、準拠地法の選択問題（抵触法・国際私法）など、一連の実定法秩序を学ぶことにより、グローバル化した社会における実体規範や紛争解決手続きなどの制度的な仕組みを理解することができ、さらには国際的な平面での個人の諸権利実現、義務履行についての基本的知識を修得できる。国際（公）法は、従来、管轄権や領域など、国家間関係を主な規律対象としていたが、国際協調が求められる今日では、国際基準の遵守が国内法制度および執行の仕組みと密接に関わってきている。